公立置賜総合病院勤務医負担軽減計画

【令和5年6月現在】勤務医の勤務状況
1　医師数　常勤　125名
（うち初期研修医　25名）、非常勤　1名
2　常勤医師週当たり
勤務時間　　38時間45分
3　病床数　496床

（勤務医の負担軽減のための取り組み方針）
勤務医の負担軽減を図るため、他職種職員との役割分担の見直しを継続するとともに、業務内容に見合った医療クラーク及び看護補助者を配置する。
併せて、院内保育所整備など、職員が働きやすい環境の整備に努める。
平成25年度から医師の負担軽減及び処遇改善推進委員会を設置。責任者として副院長を任命。

	項　　目	目　　標	現状・令和4年度実績	目標達成のための手順
1	時間外労働時間の管理	時間外労働時間月平均80.0時間 （年960時間超の人数0人、割合0.0%）	R3年度　月平均42.7時間（年960時間超4人、4.4%） R4年度　月平均45.4時間（年960時間超1人、1.2%）	・労働時間時間管理徹底 ・宿日直許可の有無を踏まえた時間管理 ・自己研鑽の労働時間該当性を明確するための手続き ・労使の話し合い、36協定の締結
2	労働時間管理方法の徹底	ICカード及び就業管理システムによる運用	令和4年3月ICカード導入	左記事項実施済み
3	宿日直許可の有無を踏まえた時間管理の徹底	・許可基準（宿直週1回、日直月1回 、宿日直中に十分な休息が取れること）となるよう体制の検討 ・許可基準について医師及び医局秘書への周知	HCU・内科系・外科系・小児科の宿日直体制（宿日直許可あり）	時間外・休日労働時間について、宿日直を含め月平均80時間以内となるよう業務内容、業務分担等の見直しを図る
4	自己研鑽の労働時間該当性の明確化	・医師全員への説明及び電子カルテトップページへの掲示等の周知 ・上司が労働時間該当性を判断できるよう、医師に具体的な時間外理由の記載を依頼	時間外システムマニュアルに労働時間と自己研鑽等の区別を付記	左記「目標」事項に取組む
5	労使の話し合い、36協定の締結	・医師の年間上限時間を 960時間に下方修正し協定を締結（令和6年度に向けて） ・締結後の36協定を電子カルテトップページ及び 医局内に掲示	労働者の過半数で組織する労働組合と協議し、半年ごとに36協定を締結・届出を行い、電子カルテトップページに掲示	左記「目標」事項に取組む
6	健康障害の防止	時間外・休日労働時間が月45時間以上の希望者、月100 時間以上または 3 ヵ月平均 80 時間以上の医師に産業医による面接の実施	R3年度　7人 R4年度　5人	左記「目標」事項に取組む
7	追加的健康確保措置の実施	15時間以上連続勤務がある場合は業務の見直しを行い、勤務間インターバル及び代償休息の要否を検討する 。		左記「目標」事項に取組む
8	管理者マネジメント研修の実施	診療部長向けのマネジメント研修を開催し、受講勧奨	厚労省が実施するトップマネジメント研修に院長及び事務局長が参加	左記「目標」事項に取組む
9	宿日直の体制や分担の見直し	宿日直を含め月平均80時間以内となるよう業務の見直し	・宿日直医師の年齢制限緩和（44歳以下→55歳以下） ・各科に当直明け医師の負担軽減について配慮依頼（当直明けの手術は執刀にしない等） ・院内会議の勤務時間内開催	左記「目標」事項に取組む
10	ICTその他の設備投資	部長級以上の医師は、部下の時間外・休日勤務だけでなく、有休の取得状況も管理する。	出退勤管理のシステム化により、部下職員の時間外・休日勤務合計時間の可視化を行う	左記「目標」事項に取組む
11	開業医による平日夜間の救急外来支援	開業医による平日夜間の救急外来支援	R3年度　月平均18.5回 R4年度　月平均17.8回	開業医による平日夜間の救急外来支援
12	医療クラークの適正な配置	医療クラークの適正な配置	医師配置職員のみ R3年度　40名 R4年度　40名	医療クラークの適切な配置を行う
13	副業・兼業を行う医師の労働時間の管理	副業・兼業を行う医師の労働時間の管理	兼業・副業先からの報告または営利企業許可申請による自己申告	所定時間外に兼業・副業がある場合は、兼業・副業先に労働時間短縮の協力要請を行う